

湯河原町役場 第二庁舎



2007 5月7日 町職員に迎えられ「初登庁」した富田幸宏新町長。



知る・知らせる・そして動く 開かれた町政を推進！

昨年の5月7日の初登庁以来、1年が過ぎました。

「安らぎと夢のあるまちづくり」に向かって、皆様とお約束いたしました選挙公約(マニフェスト)に掲げた『行財政改革』、『財政再建』について、町長就任後、どのように具体的な取り組みがなされ、また着手、達成ができたかが後援会としても大変重要な事と思っています。

そこで、『行財政改革』、『財政再建』に関する施策について、富田町長にこの1年間を振り返り、どんな思いで町政を進めてきたかお伺いしました。

『行財政改革』、『財政再建』の掛け声だけでなく、「安らぎと夢のあるまちづくり」を具体的に実現するため、平成20年度の主要施策は

1. 『町長給与の20%カット』
2. 『副町長を置かないことの条例を制定』
3. 『町職員数について、4年間(任期中)で新規採用を抑えて、10%削減』
4. 「湯河原町子育て支援給付金制度(平成20年3月定例議会)を創設し、第3子以降のお子さんがお生まれになったご家庭に第3子総額100万円、第4子以降120万円を給付」
5. 「自然環境を守り育てる施策として、湯河原町住宅用太陽光発電設備補助制度のスタート」

など、町議会議員各位のご理解・ご協力を頂き、着手することができました事は、皆様もご承知の事と存じます。しかし、この事以外にも多くの諸問題に直面し、「判断・決断」を迫られた時、必ずしも迷いや不安な気持ちを抱かなかつた訳ではありませんでした。

そのような時、私の使命は、後援会の皆様を始め、ご支援いただきました皆様に対してのお約束を着実に取り組む事なのだと思いに問い掛け、判断をして参りました。

このような状況は、これからも途切れる事はないでしょう。

今後とも皆様との対話や情報交換の機会を頂きまして、「安らぎと夢のあるまちづくり」の実現に向かって、取り組んで参る所存でございます。

今後もどうか変わらぬ、ご指導、ご助言を頂きたく、心よりお願い申し上げます。

町政に関する所信(説明1)

行財政改革/財政再建

[湯河原の現状]

社会経済構造の変化を背景とした税の減収や扶助費の増加、三位一体改革による地方交付税の減額などの影響を受け、財政状況は依然として厳しい状態が続いています。

財政再建を果たすまで率先垂範し、自らの町長給料を20%削減します。

町長(20%削減)

[内容]

現行給料74万円改定後59万2千円

[効果] 年間削減額 290万円

教育長(15%削減)

[内容]

現行給料62万円改定後52万7千円

[効果] 年間削減額 218万円
(いずれも平成19年7月1日施行)

年間削減額計 508万円



地域手当については、国の基準に合致するよう見直します。

[地域手当] 民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、それまでの調整手当に替えて、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し支給される手当で、平成18年度に新設されたものです。

[内容] 国の指定支給地域の対象外であるため、給与構造改革制度上、支給割合を見直すもので、平成22年度から支給しないこととします。

[効果] 地域手当の1%の影響額
2,100万円(5% 1億500万円)

財政再建の観点から

「湯河原町に副町長を置かないことの条例」を平成19年に定例会に上程します。また、当分の間は副町長を任命せず一般職職員をその職務に当たさせます。

[内容]

平成19年8月1日施行

[効果]

人件費削減額(4年間)

6400万円(1,600万円/年)

[対応]

「湯河原町事務決裁規定等の一部改正」(平成19年8月1日施行)
専決事項の改正等、権限委譲と意思決定の迅速化を図りました。



町職員については、新規採用を迎え4年間で10%を目標に削減します。

[内容]

消防職、保育士等を除き平成23年度までに10%の削減を設定。ただし、目標の達成が住民生活に影響を及ぼさないよう指定管理者制度等の活用を含め、適切な人員配置を検討していきます。

[効果]

人件費削減額(4年間)

1億9,734万円(49,335千円/年)

「自然環境の保全と観光資源の有効活用」プラン

自然環境の保全と地球温暖化防止対策の一環として、自然エネルギーを有効活用するため、住宅用の太陽光発電設備設置補助制度を制定します。

[名称]

湯河原町住宅用太陽光発電設備設置補助制度

(平成19年7月1日施行)

[内容]

発電量1Kwあたり4万円を補助

(限度額8万円)

[効果]

平成19年度 6件(48万円)

ゆがわら元気回復プラン

★「子育ての応援プラン」

3人目の子供が生まれた世帯に対して給与金制度の創設を検討します。

[名称]



湯河原町子育て支援給付金

{目的} 平成20年4月1日施行

子育て支援の一環として、第三子以降の子供の誕生に際し、子育て環境の充実を図り、少子化対策と児童福祉の増進に寄与することを目的として、「湯河原町子育て給付金」を支給します。

子供の成長に応じて、3種類の給付金を設定しました。

- ① 誕生給付金 20万円
(第四子以降 30万円)
 - ② 育成給付金 60万円
(第四子以降 60万円)
{1~6歳}
 - ③ 入学給付金 20万円
(第四子以降 30万円)
- 総額 100万円
(第四子以降120万円)**

[支給額]

平成20年度予算額 560万円
ピーク時支給額 4200万円
(6年目 平成26年度)

[期間]

平成20年4月1日~平成27年3月31日
*次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画の実施期間

[効果]

出生率の向上と定住人口の確保

- 後援会からお知らせ - (告知)

「町長とふれあいのつどい」(仮称)開催

湯河原町各地区ごとの区民の皆様と町長との「会話形式の懇親会」を秋に予定しております。詳しい日程、場所等につきましては別途お知らせいたします。是非ご出席お待ちしております。